

新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ

一自動車関係営業許可申請等の手引一

「自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱」平成17年4月1日 16福保健食第2590号

一口に、食品に関する営業といっても、いろいろな種類があります。これらのうち、自動車に施設を設けて行う次の営業については、食品衛生法で定めている営業許可が必要です。

これらの営業許可の有効範囲は、いずれも都内一円に限られています。

| 業 態 | 取 扱 内 容 | 業 種 |
|---|---|------------|
| 自動車(ただし、2輪のものを除く。)に施設を搭載し、移動しながら右の営業を行うもの | <ul style="list-style-type: none">・食品を調理し客に飲食させる営業・魚介類を販売する営業 (生きているまま販売するもの、容器包装に入れられた状態で仕入れそのままの状態で販売するものを除く。) | 飲食店営業(自動車) |
| | <ul style="list-style-type: none">・獣畜をとさつし、若しくは解体し、又は解体された鳥獣の肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業 | 食肉処理業(自動車) |

※容器包装に入れられた食品を仕入れ販売する場合は営業許可は不要ですが、営業を行う場所に営業届出が必要になります。また、本手引では飲食店営業について記載しています。営業届出や食肉処理業について、詳しくは保健所までお問い合わせください。

営業を行うには、まず、所管する保健所に営業許可申請を行い、都が定めた施設基準に合致した施設をつくり、営業許可を受けることが必要です。

次に、施設や設備が基準どおりに維持管理されているか常に点検し、また、食品の取扱い等にも十分留意して、より安全で衛生的な食品を提供することが必要です。

このパンフレットは、営業許可申請書類の書き方や施設基準等について、皆さんに分かりやすいよう要点を解説しました。詳細については、最寄りの保健所にお問い合わせください。

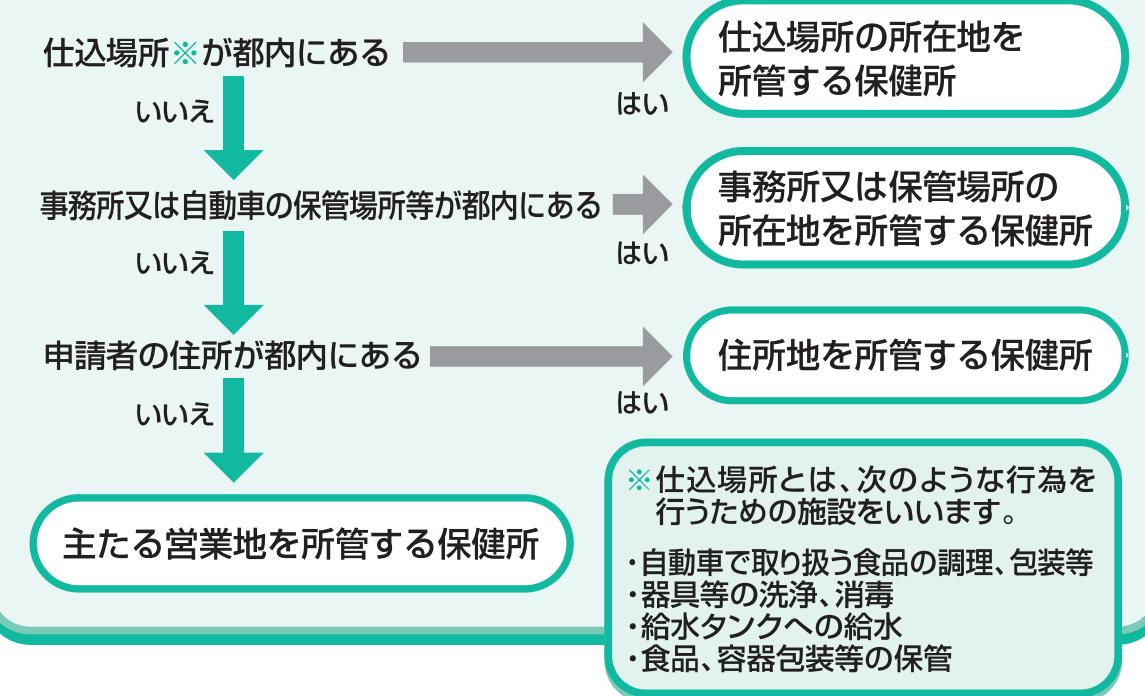


東京都福祉保健局・保健所

営業許可申請の手続

事前相談

- 施設の設計図等を持参の上、下図の保健所へ事前に御相談ください。
衛生的な管理運営をするため、施設ごとに食品衛生責任者をおかなければなりません。



申請書類の提出

- 書類は施設工事完成予定日の10日前に提出してください。

| 申請の際に必要な書類 | |
|---------------------------------|----|
| 1 営業許可申請書 | 1通 |
| 2 施設の構造及び設備を示す図面 | 2通 |
| 3 営業の大要 | 2通 |
| 4 許可申請手数料 | |
| 5 食品衛生責任者の資格を証明するもの(食品衛生責任者手帳等) | |

食品衛生責任者の資格

- 栄養士、調理師、製菓衛生師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、と畜場法に規定する衛生管理責任者／作業衛生責任者の資格を有する者
- 食品衛生管理者又は食品衛生監視員となることができる資格を有する者
- 食品衛生責任者の資格取得のための養成講習会修了者

施設検査の打合せ

- 申請の際、担当者と工事の進行状況の連絡方法や検査日等の相談をしてください。

施設完成の確認検査

- 検査の際は、必ず営業者が立ち会ってください。
なお、施設基準に適合しない場合は許可になりません。不適事項については改善し、改めて検査日を決めて再検査を受けてください。

許可書の交付

- 施設基準適合確認後、許可書を作成しますが、交付までには数日かかりますので、交付日等についてはあらかじめ打ち合わせてください。
営業許可書が交付されるまで、営業できませんので御注意ください。

営業開始

申請書類の書き方

- 黒のボールペンか万年筆で**かい書**で書いてください。
- 太枠の中だけ記載してください。

施設の構造及び設備を示す図面

「食品関係営業許可申請の手引」を御参照ください。

営業の大要

別記第1号様式

| 営業の大要 | | | | |
|---|---|------------------|------------|--------------------------|
| 申請者 | 所在地 | 東京都〇〇市〇〇町一丁目1番1号 | | |
| | 氏名 | 東京太郎 | | |
| | 申請業種 | 飲食店営業(自動車) | | |
| 仕込場所 | 所在地 | 東京都〇〇市〇〇町二丁目2番2号 | | |
| | 氏名 | 東京花子 | | |
| | 業種 | 飲食店営業 | | |
| 営業車の保管場所 | 東京都〇〇市〇〇町三丁目3番3号 | | | |
| 営業予定地 | 東京都××市四丁目4番4号 ××ビル前 | | | |
| | 月曜日～金曜日 営業予定期間(11:00～14:00) | | | |
| 仕入先 | 所在地 | | | |
| | 氏名 | | | |
| 営業車 | 自動車登録番号 | 多摩000あ00-00 | 車台番号 | 000-000-000-000 |
| | 給水タンク容量 | 40リットル | 業種 | 飲食店営業(調理)魚介類販売、 食肉処理業 |
| 給水タンク容量、 食品、食器類の 取扱い等 (飲食店営業の 場合のみ) | <input checked="" type="checkbox"/> 大量の水を要する営業は行わない。 <input checked="" type="checkbox"/> 簡易な営業※に限る。 ※そのままの状態で飲食に供する事のできる食品を食器に盛る、 そうざいの半製品を加熱する等の簡単な調理のこと。 | | | |
| (食肉処理業の 場合のみ) | 処理する鳥獣の 種類 | | 計画処理 頭数 | |
| 取扱品目 | 複数品目(单一品目) カレーライス(既製品を使用) 車内では、炊飯及び盛り付けを行う。 ※営業内容が分かるよう、具体的に記載すること。 | | | |

営業許可申請書と同じ内容を記載する。

必ず記載する(給水のみを行う場合でも、その場所を記載する)。

営業許可がある場合は、許可書の内容を記載する。

例えば、曜日ごとに変わる場合などは、それがわかるように記載する。

仕入品の販売がない場合は、空欄

自動車検査証のとおり記載する。(自動車検査証の写しを添付することで、記入を省略することが可能)。

該当部分をチェックする。

可能であれば、営業車内で行う作業も記載する。

飲食店営業

施設の基準

(抜粋)

※全文は「食品関係営業許可申請の手引」をご参照ください。)

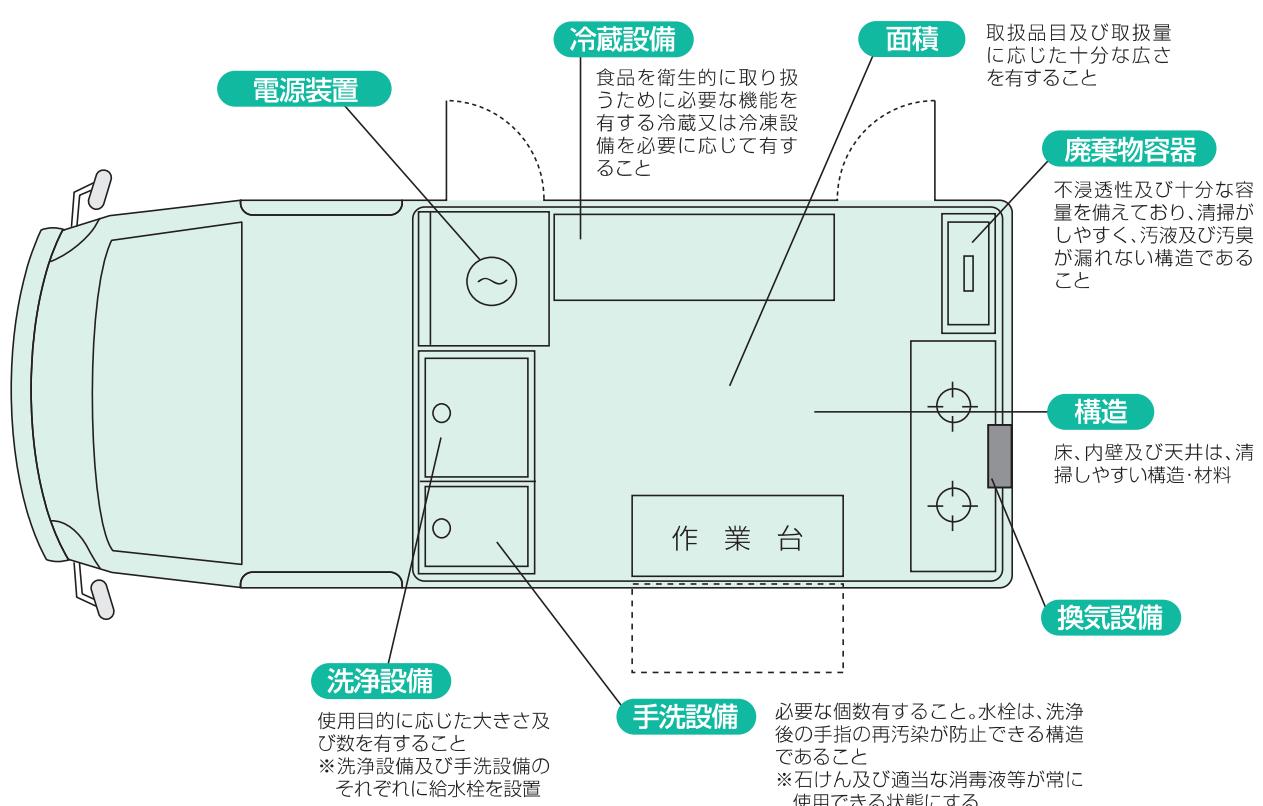
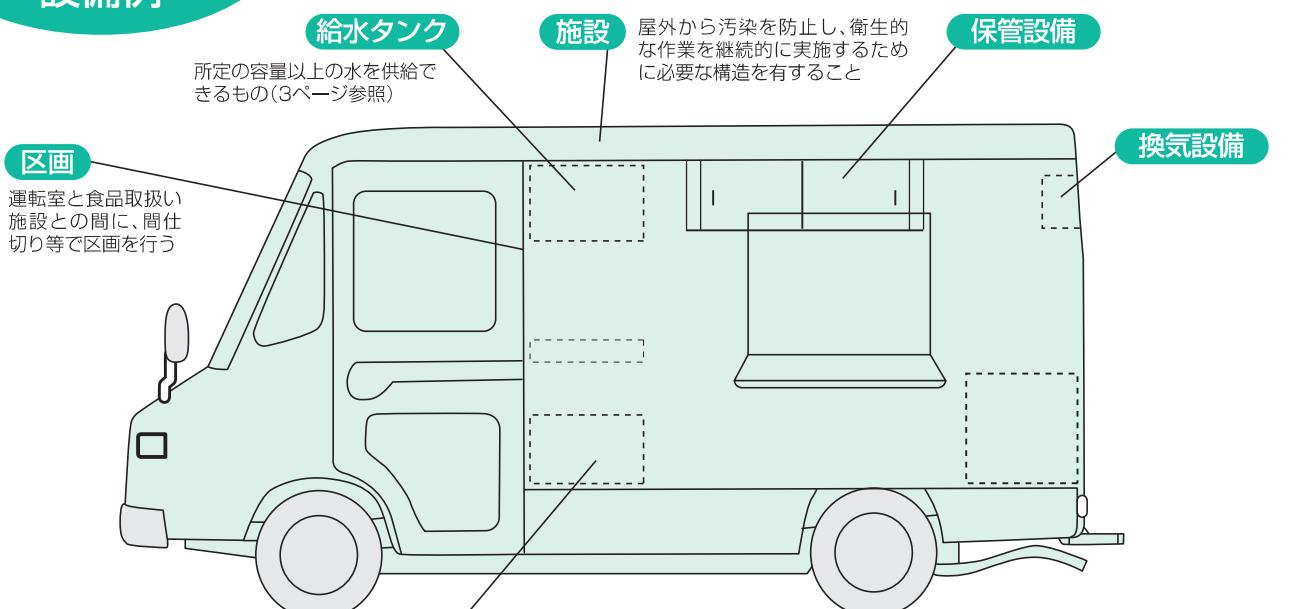
| 施 設 | 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。 | | | | | | | | |
|---|---|-------------|----------|---|-----------|--|-----------|---|------------|
| 区 画 | 食品等への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。 なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合は、これらと区画されていること。 | | | | | | | | |
| 汚 染 等 防 止 | じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。 | | | | | | | | |
| 構 造 | 床面、内壁及び天井は、清掃等を容易にできる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。 | | | | | | | | |
| 給 水 設 備 | 水道事業等により供給される水又はこれ以外の飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。 | | | | | | | | |
| 手 洗 設 備 | 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。 | | | | | | | | |
| 冷 藏 設 備 | 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあっては、その定めに従い必要な設備を有すること。 | | | | | | | | |
| 保 管 設 備 | 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。 | | | | | | | | |
| 廃棄物容器 | 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不浸透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。 | | | | | | | | |
| 洗 浄 設 備 | 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。 | | | | | | | | |
| 機 械 器 具 | 機械器具等は、適正に洗浄、保守及び点検をできる構造であること。 固定し、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあっては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。 | | | | | | | | |
| 運 搬 容 器 | 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。 | | | | | | | | |
| 計 量 器 | 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。 | | | | | | | | |
| 清 掃 用 具 | 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。 | | | | | | | | |
| タンク容量 | 自動車において調理をする場合にあっては、下表に掲げる要件を満たし、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。 | | | | | | | | |
| | <table border="1"><thead><tr><th>食品及び食器類の取扱い</th><th>給水タンクの容量</th></tr></thead><tbody><tr><td>・簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと ・単一品目のみ取り扱うこと ・使い捨て容器を使用すること ・未包装の魚介類の販売のみ行うこと</td><td>約 40 リットル</td></tr><tr><td>・大量の水を要しない調理を行うこと ・2 工程度までの簡易な調理を行うこと ・複数品目を取り扱うこと ・使い捨て容器を使用すること</td><td>約 80 リットル</td></tr><tr><td>・大量の水を要する調理を行うこと ・複数の工程からなる調理を行うこと ・通常の食器を使用すること ・仕込みを行うこと ・販売する魚介類の加工を行うこと</td><td>約 200 リットル</td></tr></tbody></table> | 食品及び食器類の取扱い | 給水タンクの容量 | ・簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと ・単一品目のみ取り扱うこと ・使い捨て容器を使用すること ・未包装の魚介類の販売のみ行うこと | 約 40 リットル | ・大量の水を要しない調理を行うこと ・2 工程度までの簡易な調理を行うこと ・複数品目を取り扱うこと ・使い捨て容器を使用すること | 約 80 リットル | ・大量の水を要する調理を行うこと ・複数の工程からなる調理を行うこと ・通常の食器を使用すること ・仕込みを行うこと ・販売する魚介類の加工を行うこと | 約 200 リットル |
| 食品及び食器類の取扱い | 給水タンクの容量 | | | | | | | | |
| ・簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと ・単一品目のみ取り扱うこと ・使い捨て容器を使用すること ・未包装の魚介類の販売のみ行うこと | 約 40 リットル | | | | | | | | |
| ・大量の水を要しない調理を行うこと ・2 工程度までの簡易な調理を行うこと ・複数品目を取り扱うこと ・使い捨て容器を使用すること | 約 80 リットル | | | | | | | | |
| ・大量の水を要する調理を行うこと ・複数の工程からなる調理を行うこと ・通常の食器を使用すること ・仕込みを行うこと ・販売する魚介類の加工を行うこと | 約 200 リットル | | | | | | | | |

公衆衛生上 必要な 措置の基準

営業者は、国が示す衛生管理の基準に基づき、公衆衛生上必要な措置を定め、それを守る必要があります。なお、自動車での営業において、以下の点を意識した衛生管理を行うよう努めましょう。

- 給水タンクは常に飲用に適する水が供給されるよう、定期的に清掃し、清潔に保つこと。
- 営業開始の都度、給水タンクへ所定の量の給水を行い、営業終了後、給水タンク及び排水タンク内の水を公衆衛生上支障のない方法により廃棄すること。
- 器具等は、それぞれの使用区分に従って使用すること。
- 取扱品目及び取扱量は、作業場の規模等に見合ったものとすること。
- 作業は、必ず施設内で清潔に行うこと。
- 冷凍原材料の解凍は、専用の容器等で衛生的に行うこと。
- 食品の保存は、法の基準に従い、常に適正に行うこと。
- 食品の保管管理は、特に先入れ先出しに留意すること。
- 1から8までの事項のほか、固定店舗と同様の規定（食品衛生法施行規則 別表第17及び別表第18に規定される基準）を適用する。

飲食店営業を行った営業車の 設備例



営業許可申請書の書き方

例：個人が許可業種のみ営業する場合

(表)

| | | | |
|---|--|---|---|
| 【許可・届出共通】 | | 令和3年 10月 1日 整理番号： ※申請者、届出者による記載は不要です。 | |
| 営業許可申請書・営業届 (新規、継続) | | | |
| 食品衛生法(第55条第1項、第57条第1項)の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。 ※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。 申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(チェック欄) <input checked="" type="checkbox"/> | | | |
| 申請者・届出者情報 | 郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇 | 電話番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | FAX番号： |
| | 電子メールアドレス： | | |
| | 申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地 東京都〇〇市〇〇町1丁目1番1号 | | |
| | (ふりがな) とうきょう たろう | (生年月日) | |
| | 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 東京 太郎 昭和55年 5月 5日生 | | |
| | 郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇 | 電話番号： | FAX番号： |
| | 電子メールアドレス： | | |
| | 施設の所在地 都内一円 | | |
| | (ふりがな) きっちゃんかー くまさんかれー | 施設の名称、屋号又は商号 キッチンカー くまさんカレー | |
| | 営業施設情報 | (ふりがな) とうきょう たろう | 資格の種類 食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 東京 太郎 受講した講習会 <input checked="" type="checkbox"/> 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む。) 講習会名称 東京都 令和3年 5月 31日 |
| 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品 | 自由記載 | | |
| 自動販売機の型番 | 業態 | | |
| 自動車 | | | |
| HACCPの取組 | ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理 | | |
| 業種に応じた情報 | □ 指定成分等含有食品を取り扱う施設 □ 輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 | | |
| 営業届出 | 営業の形態 備考 | | |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 担当者 | (ふりがな) とうきょう じろう 担当者氏名 東京 次郎 | 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | |

新規に許可を取得する場合は新規に○を付ける。

第55条第1項に○を付ける。

営業許可の情報は国のオープンデータとして公開される。チェックを付けなかった場合、個人の氏名、住所等も公開される。

申請者の電話番号、住所、氏名、生年月日などを記載する。

P1の事前相談で決定した所在地の郵便番号を記載する。

施設の所在地は「都内一円」と記載し、名称を記載する。

食品衛生責任者の氏名、資格の種類を記載する(下図参照)。

営業施設で主として取り扱う食品等について記載する。(「食品関係営業許可申請の手引」を参照)。その他取り扱う食品等の情報は「自由記載」欄に記載する。

「自動車」と記載する。

手続の担当者の氏名・電話番号を記載する。(上記申請者と同一の場合は不要)

食品衛生責任者の資格

資格の種類の略称は以下のとおりです。該当するものに○をつけてください。

食管：食品衛生管理者 食監：食品衛生監視員 調：調理師 製：製菓衛生師 栄：栄養士

船舶：船舶料理士 と畜：衛生管理責任者(と畜場法) 食鳥：食鳥処理衛生管理者

食品衛生責任者の養成講習会を受講した方は都道府県知事等の講習会に○をつけ、受講した講習会の名称(都道府県名等)と受講年月日を記載してください。

営業許可申請書の書き方

(裏)

| 【許可のみ】 | | | |
|--|--|--|--|
| 申請者・届出者情報 | 法第55条第2項関係 | | |
| | (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。 | | 該当には <input checked="" type="checkbox"/> |
| | (2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。 | | <input type="checkbox"/> |
| (3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの | | | <input type="checkbox"/> |
| 営業施設設備情報 | 食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別 | <input type="checkbox"/> ①全粉乳 (容量が1,400グラム以下である街に認められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③魚肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂 (脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧マーガリン <input type="checkbox"/> ⑨添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑩食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング | |
| | (ふりがな) 食品衛生管理者の氏名 | 資格の種類 <small>※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要 受講した講習会</small> | 講習会名称 年 月 日 |
| | 使用水の種類 <small>① 水道水 (<input checked="" type="checkbox"/>水道水 <input type="checkbox"/>専用水道 <input type="checkbox"/>簡易専用水道) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水</small> | 自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合 多摩 000 あ 00-00 | |
| 飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 | <input type="checkbox"/> | 生食用食肉の加工又は調理を行う施設 | <input type="checkbox"/> |
| 業種に応じた情報 | ふぐの処理を行う施設 | <input type="checkbox"/> | |
| | (ふりがな) ふぐ処理者氏名 | 認定番号等 | |
| | □ 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可) □ (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 □ □ | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 事業譲渡 営業を譲り受けたことを証する旨 | | | |
| 添付書類 | 許可番号及び許可年月日 | 営業の種類 | 備考 |
| | 1 年 月 日 | 飲食店営業 (自動車) | |
| | 2 年 月 日 | | |
| | 3 年 月 日 | | |
| | 4 年 月 日 | | |
| 備考 | 仕込場所: 郵便番号 000-0000 東京都〇〇市〇〇町ニ丁目2番2号 | | |

該当する場合は✓をつける。

営業に使用する水の種類について該当するものに✓をつける。

営業車の自動車登録番号を記載する。

・営業施設の構造及び設備を示す図面は「食品関係営業許可申請の手引き」を参考に作成し、添付が必要となるため、✓をつける。

・使用水の種類について②に✓した場合は水質検査の結果の添付が必要となるため✓をつける。

・法人の場合で登記事項証明書を添付する場合は添付書類として記載する。

・営業の大要と記載して✓をつける。

申請する営業の種類を記載する。

表面「営業施設設備情報」の郵便番号欄でも記載した、P1の事前相談で決定した所在地の詳細を記載する。

注意事項

給水タンク容量による制限

飲食店営業にあっては、給水タンク容量に応じて規定された範囲に限られます。
(3ページ参照)

注意事項

- 営業許可書は、営業中は必ず携帯すること。
- 営業許可済の標識は、営業車の見やすい位置に取り付けること。
- トレーラー等の被牽引車に施設を搭載して営業する場合は、営業中は常に牽引車が接続され、移動が可能な状態であること。

営業開始後に必要な手続

変更届

営業許可申請書、施設の構造及び設備を示す図面に記載した事項に変更が生じたとき(住所(法人所在地)、配置図など)は、その旨の届出が必要です。変更届に営業許可書及び変更内容を明らかにする書類を添えて、変更のあった日から10日以内に提出してください。

※営業車を新たな自動車に変えた場合、新規の営業許可が必要です。

その他の変更について

上記以外に、営業の大要に記載した事項(仕込場所、出店予定地など)に変更が生じた時の届出については、所管の保健所にお問い合わせください。

営業の継続

営業許可期限満了後も引き続き営業される方は、期限満了前に許可継続の申請手続をすることが必要です。許可期限満了日の約1か月前に下記書類を提出してください。

- 1 営業許可申請書
 - 2 現に受けている営業許可書(施設の構造及び設備を示す図面が添付されたもの)
 - 3 営業許可申請手数料
 - 4 食品衛生責任者の資格を証明するもの(食品衛生責任者手帳等)
- ※なお、基準に適合しない場合は営業許可は継続されません。不適事項については改善し、改めて検査日を決めて再検査を受けてください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。